

次世代育成支援対策推進法に基づく、
「一般事業主行動計画」策定

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間

2. 内容

目標 1 子どもが生まれる際の父親の休暇の取得の促進。

<対策>

令和5年4月～ 職員との面談やアンケート等を通じて出産予定を把握し、随時、該当する職員に配偶者の分娩休暇(特別休暇)および出生時育児休業を案内し取得を促す。また、職員に取得事例を還元し取得しやすくすることで取得率75%以上を目指す。

目標 2 年次有給休暇の取得の促進

<対策>

令和5年4月～ 年次有給休暇の計画的付与(連続5日)100%達成に留まらず、各種会議等で有給休暇の取得を促し、年次有給休暇付与日数の65%以上の取得を目指す。

目標 3 就業体験機会の対象者の拡大

<対策>

令和5年4月～ 現在、実施しているワークショップ(大学生向け就業体験)やトライやる・ウィーク(中学生向け)に加えて、高校生向けにも就業体験や金融教育を年1回以上実施する。

以上